



NPOひかり



『ちょっと考えてみてください』

現在、法人入所施設・事業所（豊岡光生園、三芳光陽園、ケアホームCOO、ひなたホームズの『おくにあん』）利用者の通帳の管理（入出金、施設利用料の支払い等）については、利用者預り金管理規程に基づき、施設の職員が行っています。今のところ、施設と銀行の長年のお付き合い（おらかだつたころの日本の風習？）があるため、特に大きな問題はありませぬ。

このまま、これがずっと続くとお考えの保護者の皆様が多いと推察いたします。

ところで、保護者の皆様。

『本人確認法』という法律があったことをご存知でしょうか。

金融機関に対し本人確認を義務づけた法律です。平成二十年三月一日以降、「犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）」（以下「犯罪収益移転防止法」という。）の施行に伴い廃止されましたが、金融機関に対しての本人確認の義務づけは新しい法律となっても継続されています。もし銀行側が、これを厳格に運用した場合を考えてみましょう。

法人職員「おはようございます。利用者の通帳から、サービス利用料の引き落としをお願いします。」

銀行職員「本人確認をさせていただきます。ご本人だと証明できるものをご提示ください。」

法人職員「…、…、…。あの、先月は、特にそんなお話はなかったんですけど。いままでのように、お受けいただけないでしょうか。」

銀行職員「法律を厳格に運用させていただきます。ご本人か後見人以外は受け付けられません」

施設職員は、何の手続きもできないまま、施設に戻っていきました。



職員から報告を受けた多田施設長は、保護者に通知文を出しました。

保護者の皆様
金融機関では、今後、法律を厳格に運用していくため、施設からの申し出でサービス利用料を、利用者の口座から引き落とすことはできないと通知がありました。したがいまして、施設では以後、通帳はお預かりできません。お金の出し入れは、ご家族でお願いいたします。
なお、この機会に施設契約につきましても、法律に則り、手続きを進めさせていただきます。施設利用契約の締結については、以後、本人か後見人のみとさせていただきます。ご了解ください。
平成〇〇年△月□日
施設長 多田工事

皆さんは、どうしますか。

利用者が成人の場合、保護者がこの手続きを代行することはできません。施設に預けていない利用者名義の通帳も同様です。

施設には「そんなこと言わないで、今まで通り頼むよ」という電話が一日中鳴り響くことでしょうか。

でも、施設では、どうすることもできないんです。どうしましょうか？

保護者の皆様、NPOひかりがどういう仕事をしているかご存知ですか。利用者本人に代わって、この手続きを法的に問題なく代行できるのが後見人となります。NPOひかりは、法人ですが、後見人となり、この手続きを行うことができます。そのために設立されたNPO法人なのです。

『うちははまだ大丈夫。』ではありません。

いつ動き出せばいいのですか？

『今でしょ！』



広報担当